

自動車による移動食品営業に係る営業許可等の取扱要綱

制定 令和3年5月21日 健食品第262号（局長決裁）

（目的等）

第1条 この要綱は、移動食品営業の許可及び届出並びに監視指導の運用等を定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、この営業による食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動食品営業 自動車検査証の交付を受けた自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものをいう。）に施設を設け、営業地を移動できる状態で食品の製造、調理、加工及び販売する営業をいう。
- (2) 営業車 移動食品営業を行う自動車をいう。
- (3) 営業許可 法第55条第1項に基づく許可（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。
- (4) 営業届出 法第57条第1項に基づく届出（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。
- (5) 関係自治体 神奈川県内保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む））をいう。

（許可業種）

第3条 営業許可を要する移動食品営業の業種は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 菓子製造業
- (3) 食肉処理業
- (4) 魚介類販売業

（飲食店営業及び菓子製造業における営業内容）

第4条 飲食店営業及び菓子製造業における各給水・廃水タンクの容量で実施可能な営業内容の目安は、次のとおりとする。

- (1) 水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備の容量（以下「給水・廃水タンクの容量」という。）が40リットル程度の営業車の営業内容の目安
 - ア 簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと、又は単一品目のみを取り扱うこと
 - イ 使い捨て食器を使用すること

- (2) 給水・廃水タンクの容量が 80 リットル程度の営業車の営業内容の目安
 - ア 大量の水を要しない、2 工程程度までの簡易な調理を行うこと、又は複数品目を取り扱うこと
 - イ 使い捨て食器を使用すること
- (3) 給水・廃水タンクの容量が 200 リットル程度の営業車の営業内容の目安
 - ア 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと
 - イ 通常の食器も使用できる

(営業許可及び営業届出)

第 5 条 食品衛生法施行規則第 67 条から第 71 条の 2 の規定による書面の提出及び届出先は、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」とし、営業車の保管場所(車庫)、営業車を管理する事務所(下処理等の調理施設等)の所在地又は営業者の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)とする。

また、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」に該当がない場合は、営業車の主たる営業地とする。

2 営業区域は、横浜市内全域とする。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について(令和元年12月27日生食発第2号厚生労働省通知)に基づき、本市以外の関係自治体の区域内における営業許可を受けた営業車については、本市内において当該営業ができるものと認める。

(監視指導)

第 6 条 監視指導は、営業車が営業している所在地を管轄する福祉保健センター等及び通報を受けた福祉保健センター等が行う。

2 営業車の構造等について不備を発見した場合は、改善指導を行うとともに、営業許可処分を行った福祉保健センター等又は関係自治体等に通報するものとする。

3 前 2 項の通報を受けた福祉保健センター等は、必要に応じて改善状況の確認等を行うものとする。

(食中毒(疑いを含む。)調査)

第 7 条 患者等の発生を探知した福祉保健センター等は、初動調査を実施するとともに、関係する営業車の営業許可処分を行った福祉保健センター等又は営業許可処分を行った関係自治体等と連携して原因の究明に努め、被害の拡大防止措置を講ずるものとする。

(行政処分)

第 8 条 法第 59 条に基づく廃棄処分・危害除去命令、法第 60 条に基づく営業許可の取消、営業の禁停止及び法第 61 条に規定する施設の整備改善命令、営業許可の取消及び営業の禁停止の処分は、営業許可処分を行った福祉保健センター等又は関係自治体等が行うものとする。

(指導事項)

第 9 条 移動食品営業は、道路、公有地又は私有地等に営業車を駐車して営業を行うことから、関係法令に配慮して営業を行うよう指導すること。

2 営業許可証を利用者から見やすい場所に掲示又は常に携行し、求めに応じて提示するよう指導すること。

(営業届出への準用)

第 10 条 第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 条の規定は営業届出について準用する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、施行日以降に営業許可を受けた営業車及び届出をした営業車について適用する。

(関係要綱の廃止)

3 横浜市移動食品営業の取扱い要綱（昭和 42 年 1 月 12 日衛公第 547 号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行日前に営業許可をうけている営業車については、なお従前の例による。